

# 令和6年度金沢市中小企業デジタル人材リスクリング促進助成金募集要領

## 1. 事業の目的

市内中小企業等が本市内で勤務する従業員（以下「市内従業員」という。）及び役員（以下「市内役員」という。）を対象にデジタル知識の習得につながるデジタル人材試験の対策講座の受講及び受験手数料を負担する事業に対する助成金を交付することで、市内中小企業等におけるデジタル人材の育成を促進し、生産性向上や新たな付加価値の創出を図ります。

## 2. 用語の意義

### (1) 市内中小企業等

本市内に本社、本店、支店又は事業所等を有する中小企業者をいう。

### (2) 中小企業者

中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。

### (3) リスキリング

企業の経営戦略や人材戦略のもと、今後の新たな業務等に必要となるスキルや知識を従業員が習得することをいう。

### (4) デジタル人材試験

情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）に基づき、情報処理技術者試験の一試験区分として経済産業大臣が認定するITパスポート試験、基本情報技術者試験、応用情報技術者試験国家試験をいう。

### (5) 対策講座

デジタル人材試験を対象とした対策講座で、次の要件を全て満たすもの。

ア 独立行政法人情報処理推進機構が策定する最新のシラバスに対応したもの

イ 法人が運営し、複数年に渡り継続した講座運営の実績があると認められるもの

ウ テキストのみを提供するものでないもの

エ 受験する試験以外の講座を内包（定額制eラーニングサービス等）しないこと

## 3. 対象者の要件

金沢市内に本社、本店、支店又は事業所等を有する中小企業者。

※ただし、ITパスポート試験及び基本情報技術者試験の対策講座の受講及び受験手数料を負担する事業については直近の決算において、日本標準産業分類における情報サービス業又はインターネット附属サービス業に関する売上が売上全体の50%以上を占める者を除く。

※また、次のいずれかに該当する者は、対象者となりません。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項に規定する者または同条第2項各号のいずれかに該当し、その事実があった後2年を経過しない者

イ 金沢市入札参加資格者指名停止措置要領（平成19年4月1日決裁）に基づく指名停止期間中である者

ウ 市税、法人税、消費税または地方消費税を滞納している者

エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定を受けている者

オ 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定を受けている者

カ 破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定を受けている者

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者

#### 4. 対象事業の要件

市内中小企業等が本市内で勤務する市内従業員及び市内役員を対象にデジタル知識の習得につながるデジタル人材試験の対策講座の受講及び受験手数料を負担する事業。

※また、次のいずれかに該当する場合は、対象事業となりません。

- ア 令和7年3月31日までに完了しない事業
- イ この要領に規定する助成金以外の助成金、補助金その他これらに準ずるものの交付を受けている事業
- ウ その他市長が当助成金の趣旨に合致しないと認めるもの
- エ 対策講座受講料においては、交付決定を受ける前に講座へ申し込んだ事業

#### 5. 助成金の額

- ・助成金は交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）の2分の1に相当する額とし、経費区分、内容及び限度額は別表に掲げるとおり、毎年度予算の範囲内での実施とします。
- ・デジタル人材試験に**合格した市内従業員及び市内役員のみ**を対象とします。

助成対象経費		限度額
経費区分	内容	
A 受験手数料	実施事業者が、市内従業員及び市内役員の試験受験のために、独立行政法人情報処理推進機構に対して支払った受験手数料	試験に <b>合格した</b> 市内従業員及び市内役員1人当たり3,000円
B 対策講座受講料	実施事業者が、市内従業員及び市内役員の対策講座受講のために、対策講座提供事業者に対して支払った受講料	ITパスポート試験及び基本情報技術者試験の対策講座を受講し、講座の対象となる試験に <b>合格した</b> 市内従業員及び市内役員1人当たり10,000円 応用情報技術者試験の対策講座を受講し、講座の対象となる試験に <b>合格した</b> 市内従業員及び市内役員1人当たり20,000円

#### 6-1 申請手続き **A 受験手数料**

デジタル人材試験の**合格後**に、申請書類を添えて所定の期間内に**申請**してください。

##### (1) 提出書類

合格後に、次に掲げる書類を作成し、提出してください。

- ① 補助金交付申請書（様式1）
- ② 経費明細書（様式2）
- ③ 市税滞納有無調査承諾書（様式3）
- ④ チェックリスト（様式4）
- ⑤ 請求書（様式5）
- ⑥ 対象経費の内訳が分かる支出証拠書類（受験手数料領収書等の宛名が事業者でない場合は、別途、事業者が負担したことが分かる書類）
- ⑦ 試験合格を確認できる書類（試験合格証書の写しや受験番号と合格者受験番号が掲載されたホームページなど）
- ⑧ 合格した市内従業員及び市内役員の氏名及び勤務地がわかる書類（労働者名簿の写しのほ

か、表計算ソフト等で必要な情報を一覧でまとめた形式でも構いません。)

※申請後、必要に応じ、追加資料を提出いただく場合があります。

(2) 提出方法

メールまたは郵送

(3) 提出先

メール sansei@city.kanazawa.lg.jp

住所 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所5階 金沢市経済局産業政策課

(4) 提出期限

令和7年3月31日(月)17時45分まで(3月に受験した場合は別途相談ください。)

(5) 交付決定

申請書類を審査し、適正と認められれば予算の範囲内において交付決定を行い、交付決定通知及び額の確定通知書を送付します。

(6) 留意事項

①提出された申請書類は返却しません。

②手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とします。

## 6-2 申請手続き **B 対策講座受講料**

**対策講座を申し込む前**に、申請書類を添えて所定の期間内に**申請**してください。

(事前申請の段階では合否不明なため、実績報告の合格報告等をもって助成が確定します)

(1) 事前申請 提出書類

**対策講座を申し込む前**に、申請書類を添えて所定の期間内に申請してください。

- ① 補助金交付申請書(様式1)
- ② 経費明細書(様式2)
- ③ 市税滞納有無調査承諾書(様式3)
- ④ チェックリスト(様式4)
- ⑤ 対策講座の概要資料(パンフレット等)

→申請書類を審査し、適正と認められれば予算の範囲内において交付決定を行い、交付決定通知書を送付します。

(2) 実績報告 提出資料

**合格後**に、次に掲げる書類を作成し、提出してください。

- ① 実績報告書(様式6)
- ② 経費明細書(様式2)
- ③ 請求書(様式5)
- ④ 対象経費の内訳が分かる支出証拠書類(対策講座受講料の領収書等の宛名が事業者でない場合は、別途、事業者が負担したことが分かる書類)
- ⑤ 試験合格および講座の受講状況等を確認できる書類(試験合格証書や講座修了証の写し等)
- ⑥ 合格した市内従業員及び市内役員の氏名及び勤務地がわかる書類(労働者名簿の写しのほか、表計算ソフト等で必要な情報を一覧でまとめた形式でも構いません。)

→実績報告書類を審査のうえ交付額を確定し、交付額の確定通知書を発行し、助成金を交付します。

※申請後、必要に応じ、追加資料を提出いただく場合があります。

(3) 提出方法

メールまたは郵送

(4) 提出先

メール sansei@city.kanazawa.lg.jp

住所 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市役所5階 金沢市経済局産業政策課

(5) 提出期限

- (1) 事前申請 対策講座の申込前
- (2) 実績報告 令和7年3月31日(月)17時45分まで  
(3月に受験した場合は別途相談ください。)

(6) 留意事項

- ① 提出された申請書類は返却しません。
- ② 手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本円とします。
- ③ 既に開始済の事業は申請することができません。交付決定後に対策講座へお申込みください。
- ④ 交付決定を行った額がそのまま交付額となるわけではありません。あくまで、デジタル人材試験に合格した市内従業員及び市内役員にかかる経費のみが対象となります。実績報告をもって交付する助成金の額が確定します。
- ⑤ 不合格の場合は別途手続きが必要となるため、ご相談ください。

## 8. その他

(1) 問い合わせ先

〒920-8577 金沢市広坂1丁目1番1号 金沢市経済局産業政策課  
メール：sansei@city.kanazawa.lg.jp TEL：220-2204

(2) 事業成果の公表

市は、支援事業の普及促進及び事業効果を高めることを目的に、申請者の名称等を含め、申請内容、実績報告内容の全部または一部を随時公表することができるものとします。